

申告期限の延長の特例の申請書

税務署受付印

※ 整理番号	
※ 連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 税務署長殿	提出法人	(フリガナ)	
	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人名等	
	単連	納税地	〒
	体結	(フリガナ)	
	法親	代表者氏名	Ⓜ
	人法人	代表者住所	〒
		事業種目	業

自平成 年 月 日 事業年度から法人税の確定申告書
 至平成 年 月 日 連結事業年度から法人税の連結確定申告書

の提出期限を延長したいので申請します。

記

1 申告期限 延長期間	確定申告書	<input type="checkbox"/> 1月だけ延長したい場合 <input type="checkbox"/> 2月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数()
	連結確定申告書	<input type="checkbox"/> 2月だけ延長したい場合 <input type="checkbox"/> 3月以上の月数の指定を受けようとする場合 その月数()

2 確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで(指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から3月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から4月以内)に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由

3 その他の参考事項

税理士署名押印	Ⓜ
---------	---

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿等	通信日付印	確認印
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課				年月日	

申告期限の延長の特例の申請書の記載要領等

1 この申請書は、内国法人が法人税法第 75 条の 2 の規定により、又は連結親法人が法人税法第 81 条の 24 の規定により、

- ① 会計監査人の監査を受けなければならないこと、その他これに類する理由により決算が確定しないため、今後、事業年度又は連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の確定申告書又は連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
- ② 連結子法人が多数に上ること、その他これに類する理由により連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、今後、連結事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限の延長の特例の申請をしようとする場合
- ③ 特別の事情により事業年度終了の日の翌日から 3 月以内に定時総会が招集されないこと、その他やむを得ない事情により決算が確定しないため、今後、申告期限までに法人税の確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合
- ④ 特別の事情により連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内に連結所得の金額又は連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないこと、その他やむを得ない事情があるため、今後申告期限までに法人税の連結確定申告書を提出できない常況にある法人が、申告期限について延長期間の月数の指定を受けようとする場合に使用してください。

なお、これらの規定により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、平成 22 年 10 月 1 日以後に解散した法人の残余財産の確定の日の属する事業年度の確定申告書の提出期限については適用がありません。

また、これらの規定は、平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した法人の清算中の各事業年度には適用がありません。

2 この申請書の提出期限は、次の区分によりそれぞれ掲げる期限までに納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。

- ① 確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする事業年度終了の日まで
- ② 連結確定申告書の延長特例……最初に適用を受けようとする連結事業年度終了の日の翌日から 45 日以内

3 各欄は、次により記載します。

- (1) 申請本文の

<input type="checkbox"/> 事業年度から法人税の確定申告書	}	には、いずれか該当する□にレ印を付
<input type="checkbox"/> 連結事業年度から法人税の連結確定申告書		

 してください。

- (2) 「申告期限延長期間」欄には、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付してください。

なお、確定申告書にあっては 2 月以上、連結確定申告書にあっては 3 月以上の月数の指定を受けようとする場合には、申告期限の延長の指定を受けようとする月数を「その月数（ ）」の（ ）内に記載してください。

- (3) 「確定申告書若しくは連結確定申告書の提出期限まで（指定を受けようとする場合には事業年度終了の日の翌日から 3 月以内又は連結事業年度終了の日の翌日から 4 月以内）に決算が確定しない、又は各連結事業年度の連結所得の金額若しくは連結欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由」欄には、その理由を簡明に記載してください。

- (4) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

- (5) 「※」欄は、記載しないでください。

4 この申告期限の延長の特例が認められた場合には、延長された期間について利子税を納付する必要があります。

(注) 1 法人税法第 81 条の 24 の規定による連結確定申告書の提出期限の延長が認められるには、同法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の提出期限の延長が認められていた法人も改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

2 この申請書により法人税の確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長が認められた場合でも、消費税の確定申告書の提出期限については適用がないことにご注意ください。

3 連結納税の承認申請において提出された、連結事業年度を対象とした法人税法第 75 条の 2 の規定による確定申告書の申告期限の延長の特例の申請書は、連結納税が承認された場合、無効なものとなります。

このため、連結グループから離脱した際に、法人税法第 75 条の 2 に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例を受けようとする場合は、法律の定める日までに改めて申請書を提出する必要があることにご注意ください。

4 連結確定申告書又は個別帰属額等の届出書を提出する法人は、法人税法第 75 条の 2 の規定による申請書を提出することができないことにご注意ください。

5 この申請により連結確定申告書の提出期限の延長の特例が認められると、その提出期限が連結子法人の個別帰属額等の届出書の提出期限となります。

5 留意事項

- 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人名等」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。